

**「令和8年度福岡県中高年就職支援センター事業」
委託事業候補者選定委員会設置要綱**

(目的)

第1条 「令和8年度福岡県中高年就職支援センター事業」を実施するにあたり、委託事業候補者を公募方式により適正に審査し選定するため、「令和8年度福岡県中高年就職支援センター事業」委託事業候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、委託事業候補者の選定に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員長及び委員をもって構成し、別表の者をもって充てる。

2 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

(会議)

第4条 委員は事業者から提出された企画提案書の審査を行う。

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第5条 選定委員会の事務局は、福祉労働部労働局就業支援課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月20日から施行する。

別 表

区 分	所 属	職 名
委員長	福祉労働部労働局就業支援課	課長
委 員	福岡労働局職業安定課	課長補佐
〃	(公社)福岡県雇用対策協会	事務局長
〃	福祉労働部労働局労働政策課	課長

「令和8年度福岡県中高年就職支援センター事業」
委託事業候補者選定要領

1 目的

この要領は、「令和8年度福岡県中高年就職支援センター事業」委託候補者選定委員会設置要綱第6条に基づき、選定委員会が委託事業候補者を選定するために必要な事項について定めるものとする。

2 評価方法

- (1) 企画書の評価項目、主な評価内容、配点については、別表評価基準のとおりとする。
- (2) 各委員は、提出された企画書の内容を踏まえ、別添評定表中の評価項目ごとに5段階評価を行い、次表に基づく点数化を行い、評価点を算出する。

5段階評価	配点が30点の項目	配点が20点の項目	配点が10点の項目
特に良い	30点	20点	10点
良い	24点	16点	8点
普通	18点	12点	6点
若干不足	12点	8点	4点
不足	6点	4点	2点
評価項目に係る記載なし	0点	0点	0点

3 選定方法

- (1) 「2 評価方法」に基づき算出された各委員の評価点の合計が最も高い企画書を提出した事業者を委託事業者を選定する。
ただし、当該企画書に対する各委員の評価点の合計が満点（600点）の半分に満たない場合は、「委託事業者なし」とすることができる。
- (2) 評価点の合計が最も高い企画書が複数ある場合（(1)ただし書きにより「委託事業者なし」とした場合を除く。）は、当該企画書の評価項目ごとの各委員の点数の合計を算出し、当該合計が最も高い評価項目数が多い企画書を提出した事業者を委託事業者を選定する。

4 その他

この要領に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの要領に定める事項について疑義が生じたときは、選定委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年2月20日から適用する。